

# 新しい民生委員・児童委員

## 民生委員・児童委員とはどんな人なの？

民生委員は、民生委員法に定められ、同時に児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっています。その役割のうち主なものは次のとおりです。

### 基本的姿勢

#### ① 社会奉仕の精神に基づいた

相談・援助

民生委員の活動には、社会福祉行政機関等の業務に協力することが規定されていますが、福祉サービスの提供には、利用者本位の視点が不可欠なため、地域で援助を必要とする生活困窮者、低所得階層の人、高齢者、母子・父子家庭、心身に障害のある人などに対して、常に住民の立場に立つて相談・援助を行います。お困りの人は、お気軽にご相談ください。

#### ② 基本的人権の尊重

民生委員が職務を遂行する際には、支援を必要とする人の私生活に立ち入り、生活上、精神上、身体上

「社会調査票」の作成に際しては、皆さんのご協力をお願いします。

#### ② 相談・援助活動

様々な援助を必要とする人々に対し、各人の能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、奉仕者としての立場で、相談・助言等の援助を行います。

#### ③ 福祉サービスの利用援助

援助を必要とする人の意向に、できるだけ沿った福祉サービスが利用できるように、情報提供等の援助を行います。

#### ④ 児童委員としての活動

児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域で、児童が安心して健やかに成長することのできる環境を整備するために活動します。

※前記の職務を行うため、民生委員は研修を何度も行い、福祉サービスの内容を学習するとともに、民生委員の資質の向上を図ります。新しい民生委員児童委員の活動に、住民皆様のご協力をお願いします。

### 地域の民生委員・児童委員

12月1日の一斉改選により、新し

い民生委員・児童委員が決まりました。地域福祉活動での活躍が期待されます。

民生委員・児童委員の定数は、法律で決まっています。人口割りと、農村部都市部などの地域性で決まります。従って複数の自治会を受け持つ人もいれば、自治会の一部だけを受け持つ人もいます。

民生委員は児童委員もかねていまして、児童や妊産婦に対しても同様にご援助・指導を行います。区域を担当する民生委員と関係機関との連絡調整は、主任児童委員が行います。各地域の委員を次のページから紹介します。自分の地域の委員を確認し、困ったことがある時には、秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。

#### ▼問い合わせ先

健康福祉課 社会福祉係

☎9128



# よろしくお願ひします

お困りのことがありましたら気軽にご相談ください  
自分の地域の民生委員・児童委員をご確認ください



阿保夕工  
☎5719  
西蓼沼・青雲寮



○小口勝元  
☎3606  
上郷4区・5区



○星野サイ  
☎3187  
上郷2区・3区



○上野健二郎  
☎4410  
上郷1区・並木

敬称略 (○は新任)  
氏名  
電話番号  
担当地区



稲瀬久訓  
☎3520  
磯岡・ひがしはら



野沢義則  
☎2428  
西汗下



藤川正臣  
☎6426  
西汗上東・西



○青木人志  
☎3344  
上文挾・西木代・露無



野澤 充  
☎4032  
東汗東・西



森 宗子  
☎2250  
東蓼沼西・東  
向川原・中根



○古口典子  
☎4283  
下町2区・4区



○柳田文雄  
☎0356  
下町1区



○塩谷豊子  
☎6607  
三ツ家・常光坊



山口政明  
☎8675  
本郷台第2



平岡恵理  
☎1987  
本郷台第1



内堀晴弘  
☎6635  
美里



古谷有子  
☎1664  
東館北部・しらすぎ  
・マロニエプラザ



永井渥子  
☎6002  
上町10～19班



大嶋永枝  
☎3054  
上町1～9・20・21班



○猪瀬勝子  
☎4521  
大町



○上野昌子  
☎2017  
中町・雇用促進住宅



○鈴木照子  
☎6911  
下町3区・5区



○鈴木秀子  
☎⑤2540  
願成寺7・9～15・17・  
21・23・24班



野口邦雄  
☎⑤6273  
願成寺1～6・8・16・18  
～20・22・25・26班



○金子勝夫  
☎⑤6254  
峰町



石和芳子  
☎⑤2248  
愛宕町(旧県道北  
ともみじ通西側)



○田中勇司  
☎⑤6520  
愛宕町(旧県道南  
ともみじ通東側)



吉澤正博  
☎⑤3416  
東館南部・泉町・  
井戸川



山口哲郎  
☎⑤4011  
上三川寮・白鷺寮・  
殿山寮



八木邦夫  
☎⑤2497  
桃畑・睦淵



○川島朗子  
☎⑤5161  
坂上本田・河原・  
三本木



角田 操  
☎⑤4117  
五分一・三村・  
雇用促進住宅南



猪瀬章子  
☎⑤5537  
上蒲生南部・下蒲生



○小島五夫  
☎⑤6650  
上蒲生北部



石崎榮一  
☎⑤4147  
城台・下多功・  
多功下坪



大橋佳夫  
☎⑤0382  
本町・富士見台



○西島英夫  
☎⑤1006  
西町・西浦



○齋藤 隆  
☎⑤2401  
天神町



川俣美恵  
☎⑤2283  
大山第1・2・3・4



新海恵美子  
☎⑤1841  
日産第1・3アパート



岡本貞子  
☎⑤1095  
鞘堂



生出政子  
☎⑤3389  
島崎・石田上坪



○伊東文雄  
☎⑤3195  
石田下坪・西田南・北



○稲葉郁夫  
☎⑤2908  
上神主・下神主・薄市



増淵鉦一  
☎⑤2628  
川中子1・2・3区



高山勝利  
☎⑤3715  
下梁・上梁



主任児童委員  
稲葉光子  
☎⑤0638  
町全域



主任児童委員  
柳田 俊  
☎⑤4507  
町全域



○主任児童委員  
篠崎明美  
☎⑤3265  
町全域



川崎秀夫  
☎⑤0781  
ゆうきが丘  
(中心道路西側)



日置文男  
☎⑤0037  
ゆうきが丘  
(中心道路東側)



○大金アサ  
☎⑤4150  
間の田・県営住宅

# 男女共同参画社会実現のために

## 栃木県女性の海外研修

男女共同参画社会の推進と女性の地位向上を図るため、国際的視野を持った地域活動のリーダーを養成することを目的とした栃木県女性の海外研修（デンマーク王国・フランス共和国）が、10月3日から12日までの10日間行われました。  
上三川町から参加した生田弘美さん、坂本典子さんからの報告を紹介します。



ノートルダム寺院前で



街中でベビーカーを押すお父さん

生田弘美  
(多功下坪)

今年で25年目を迎えた女性の海外研修は、訪問国での施設研修や、交流を通して、男女共同参画社会に向けた先進的な様々な取り組みを学び、国際的な視野を持つて地域活動に生かしていくことを目的に行われ、10月3日から10月12日まで、男女平等と福祉、環境対策の先進国であるデンマーク王国とフランス共和国の2か国、11か所の視察、研修に参加しました。

本県と友好交流県である南フランスのヴォークリューズ県でのホームステイでは、迎えてくださったホストファミリーが、言葉のままならぬ私たちを、温かくもてなししてくださいました。

コペンハーゲンの街中では、乳母車を押す父親の姿が頻繁に行きかっっていました。まさに、男女共同参画の進んだ国であると感じました。育児休暇も男性が積極的にとり、家事、育児に参加しているとのこと、出生率が1・73%、女性の労働参加率が世界第1位ということが理解でき

ました。

私たちが北欧の福祉について話す時、「福祉はすばらしいというけれど、税金が高いでしょう！」という言葉をよく聴きます。確かにデンマークでは、所得税は50%、消費税も25%と高いです。それでも、払わないうという人はまずいないそうです。その分、福祉や教育、医療などが充実していれば構わないと考えているのです。その結果医療、福祉、教育、年金、と全てが公的責任で行われています。失業手当も十二分なほど出るとのことでした。選挙の投票率も常に80%以上というのも驚きでし



ホストファミリー夫妻と生田さん

た。自分たちが納めている税金がどのように使われようとしているのか、政治への関心がとても高いと感じました。

この研修に参加するに当たり、多くの方々のご支援をいただきました。これからは、研修の成果を地域の活動に、活かしていきたいと思っています。



ニューハランの街並み

坂本典子 (下蒲生)

4か月に及ぶ事前研修で、教育、福祉、環境、女性問題等の基礎知識を学び、10日間の日程で、デンマーク王国とフランス共和国を訪問し、



グランドモットにて

研修してきました。

古い街並みや建造物を大切にし、歴史・文化に誇りを持ちながら日々生活しているとの印象を受けました。

まず、デンマークでは女性関連の機関と高齢者施設・保育所を見学しました。福祉は水準が高く、質量ともに充実していて、本当に豊かさが伝わってくるように感じました。また、ノーマライゼーションの考え方が根づいており、個人を大切にすることの徹底ぶりには関心させられました。

フランスでは、女性のための情報センターと小・中学校を見学しました。そこでの学校教育は、子どもの自由を保障し、成長年齢に応じた教

育プログラムを用意している、子どもの持つ能力を無理なく発揮できるように工夫されていたことが印象的でした。

プロヴァンス地方でのホームステイでは、言葉や習慣の違いに戸惑いましたが、ホストファミリーご夫婦の、お互いをいたわりあう姿や家事協力の自然な様子に温かさを感じ、有意義な交流ができました。

今回の研修を通じ、真に豊かで、人間らしく生きることのできる社会について考えさせられ、思想や価値観の違いを痛感しました。

しかし、国は違っても、それぞれの社会変化に対応しつつ「自分らしさの追及」をすることは共通の課題であり、永遠のテーマになっていると思います。

時間に追われる忙しい研修ではありましたが、貴重な体験ができ、また、県内各地に共に学んだ多くの仲間を得ることができました。素晴らしい機会を与えてくださった町や関係者の方々に感謝します。この研修での経験を生かして今後の活動に取り組んでいきたいと思っています。



ホストファミリーと食事中



昨年8月にホームステイで上三川町を訪れたガルシア・ピエールさんとお会いしました。

今回、紙面の都合により紹介できなかった部分は、2月13日(日)に行われる「女性つどい」で詳細に報告します。ぜひ会場にお出かけください。

▼問い合わせ先

人権擁護課 女性青少年係

☎9152

# 国民年金

## 20歳以上の人は全員加入国民年金

若者にも無縁ではない公的年金

「年金」という言葉を耳にしても、若い時は保険料を納めるだけで、高齢になった時初めてかわりがあるように考えられがちですが、若い時にも意外とかわりが深いものなのです。

公的年金は、自分の老後の支えになるだけでなく、それ以前に自分の親の老後を経済的に支えることになるのです。

また、一家の働き手が不幸にして亡くなった時には、遺族年金が支給されますし、思わぬ事故や病気がも

とで障害が残った時には、若い人にも障害年金が支給されます。

しかし、公的年金へは、自動的に加入できるものではありませんので、加入手続きが必要です。20歳になつたら、自分で住所地の市町村の窓口で、国民年金の加入手続きを行うことになっていきます。

皆さんも、公的年金の基本理念である「世代と世代の支え合い」の意味をしっかりと認識して、公的年金制度に対する積極的な理解と参加に努めることが大切になってくるのです。

### 公的年金は国民年金を土台に 上乘せの年金があります

職場を通して加入する年金です。年金額も基礎年金に上乘せされます。

#### 国民年金基金

希望して加入します

#### 厚生年金・共済組合

職場を通して加入する年金。年金額も上乘せされます。

#### 国民年金(基礎年金)

国民年金は、職業などによって加入手続きや、保険料の納付方法が異なっているために、次の3種類に区分されます。日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、必ず次の3種類のどれかに入ります。自分がどの公的年金に加入しているかを常に把握しておくことが大切です。

##### 第1号被保険者

学生、自営業者、農林漁業者、無職などの人とその配偶者

国(社会保険事務所)から送付された納付書で納めます。納め忘れない便利な口座振替をお勧めします。

自分でお住まいの市役所・町村役場で加入手続きをします。

##### 第2号被保険者

会社員、公務員など厚生年金保険の被保険者・共済組合の加入者

保険料は給与より差し引かれます。

届け出の必要はありません。勤め先(会社等)で加入手続きをします。

##### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている(年収130万円未満)の配偶者

第3号被保険者該当届を提出するだけで保険料を個人で納める必要がありません。

配偶者の勤め先(会社等)で加入の手続きをします。

20歳以上60歳未満のすべての国民が加入。年金制度のベースとなっている部分。

老後の年金や、もしもの時のために保険料は忘れずに納めましょう！

国民年金は20歳から60歳までの40年間加入し、保険料を納めることになっていきます。

老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上の保険料を納める必要があります。

定額保険料は月額  
13,300円(平成16年度)

#### 選べる保険料の納め方

##### ●金融機関

国(社会保険庁)から送付される納付書で、全国の金融機関(銀行、農協、信用組合、労働金庫等)や郵便局、社会保険事務所などで納めてください。

##### ●コンビニやインターネット

国民年金保険料が、コンビニエンスストアの窓口やインターネットを利用する方法により、納付することができます。納付できるようになりました。

##### ●口座振替

口座振替を利用しますと、あなたの指定口座から自動的に引き落とされ、納付のため、その都度金融機関に行く手間が省けます。納め忘れることもないので安心です。

##### ●お得な前納

保険料は毎月納めることになっていますが、保険料を前払いすると割引される前納制度があります。

学生は「学生納付特例」をご利用されますと、保険料の未納扱いにはなりません

学生本人の前年所得が一定基準以下(前年所得が68万円、収入では133万円以下)であれば、親元世帯の所得にかかわらず、承認された期間は未納扱いにはならず、社会人になってから保険料を納めることができます。

#### 学生納付特例の承認を 受けた期間は…

- ①一定の要件を満たしていれば、万一の事故や病気で障害が残った時でも、障害基礎年金が受けられます。
- ②老齢基礎年金の年金額の計算には入りませんが、受給資格期間に算入されます。
- ③保険料は社会人になってからでも、承認を受けた月以降10年以内であれば納めることができます。これを追納といい、3年目からは当時の保険料に一定の額が加算されます。追納すれば、将来受け取る老齢基礎年金額に反映されます。

▼問い合わせ先 住民課 国民年金係

☎9127